

建設工事等競争入札参加者 各位

池田町長 麿 聖 章

町内業者優先発注等について

池田町では、池田町中小企業・小規模事業者振興基本条例（平成29年池田町条例第5号）に基づき、建設工事等の発注にあたり、町内業者の育成・健全な発展、地域経済の活性化を図る観点から、できる限り町内業者の受注機会の確保に努めております。

入札参加者各位におかれましては、このような当町の考え方にご理解とご協力をいただき、当町発注工事を受注された際には、町内業者のより一層の受注機会の確保について特段のご配慮を賜りたく、下記事項について十分努力されるようお願い申し上げます。

記

1 当町発注工事の施工に際し下請発注する場合は、できる限り町内業者を活用するよう努めてください。

2 工事を下請発注する際には、各々対等な立場において、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うこと、また支払い代金はできる限り現金払いとし、手形払いと併用する場合には現金比率を高め、特に労務費相当分を現金払いとするなど支払い条件を定める等、下請契約及び下請代金支払の適正化に努めてください。

※ 特に以下のような不適正な下請取引は行わないこと。

不明瞭な見積条件、書面による契約前の工事着手、不当に低い請負代金による契約の締結の要求、指値発注による不適正な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、下請負担による追加工事など

3 工事施工に必要な工事資材、建設機械等を購入又は借入する場合は、できる限り町内業者を活用するよう努めてください。

※ なお、来年度の導入に向け検討中の総合評価落札方式での発注において、下請け業者の町内活用を評価項目として加点の対象とする場合がありますので、留意願います。